

「一宮市提出用の総括表」が届いた場合はそちらを使用してください。

給与支払者の「法人番号(個人事業主の場合は個人番号)」の記入が必要です。
 ※個人事業主の場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
 ※必ず**フリガナ**も記入してください。

指定番号を記入
してください。

1月1日現在の全員の人数(退職者分を除く)を記入してください。
※一宮市以外の給与受給者も含んだ人数です。

指定番号
0579000002

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで												個人番号は右詰で記載してください。	
給与を支払者の個人番号又は法人番号	3	0	0	0	0	2	0	2	3	2	0	3		3
フリガナ	イチノミヤサンギョウ カブシキガイシャ												事業種目	毛織物業
給与を支払者の氏名又は名称	一宮産業 株式会社												受給者総人員	45 人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	同上 訂正分												特別徴収対象者	21 人
													普通徴収対象者(退職者)	8 人
フリガナ	イチノミヤサンホンマチ2チヨウメ5バン6ゴウ												普通徴収対象者(退職者を除く)	1 人
同上の所在地	〒491-0859 一宮市本町2丁目5番6号												報告人員の合計	30 人
給与を支払者が法人である場合の代表者の氏名	一宮 太郎												所務署名	一宮 税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	経理 課 給与 係 氏名 尾張 良子 (電話 0586-28-〇〇〇〇)												給与の支払方法及びその期日	月給 25日
関与税理士氏名及び電話番号	氏名 尾州 織姫 (電話 052-288-△△△)												納入書の送付	必要・不要

個人別明細書の記載誤り等により再提出する場合は、余白部分に朱書きで「訂正分」と記入してください。

※訂正のあった個人別明細書のみ再提出してください。

お問い合わせ先となる担当者様の
氏名、所属課(係)、電話番号
を記入してください。
※会計事務所等へ給与計算事
務を委託している場合は、その
委託先も記入してください。

eTAXの電子納税や金融機関の地方税納入サービスなどの利用により、納入書を使用しない場合は不要を○で囲んでください。

特別徴収となる方の人数を記入してください。

退職したことにより特別徴収ができない方の人数を記入してください。

退職以外の理由により特別徴収ができない方の人数を記入してください。

以前からの変更点
扶養控除の対象となる扶養親族等の所得要件が58万円以下から62万円以下に改正されました。
特定親族や配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得要件も変わります。

【用語の説明】

- ①同一生計配偶者…給と受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が62万円(令和8年11月30日以前は58万円)以下の方
②控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給と受給者の配偶者
③源泉控除対象配偶者…合計所得金額が900万円以下の給と受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の方

給与受給者の令和9年1月1日現在の住所又は居所(退職者の場合は退職時の住所)を記入してください。

2 給与受給者の個人番号を記入してください。

3 一宮市では本人確認のキーコードにしていますので、必ず**フリガナ**も記入してください。

特定 … 平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれの方
 老人 … 昭和32年1月1日以前生まれの方
 16歳未満 … 平成23年1月2日以後生まれの方
 その他 … 上記以外の生まれの方
 特親 … 平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれで合計所得
 金額が62万円（令和8年11月30日以前は58万円）超123
 万円以下の方

【有】欄 主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」と記入してください。年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記入してください。

※配偶者特別控除の適用を受ける場合には何も記入しないでください。

【従有】欄…従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」と記入してください。

【老人】欄…控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には「○」と記入してください。

6 5. 結合實際，談一談如何加強對未成年人的保護。(請從法律、道德、社會等角度進行分析)

さい。

7 「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて計算された特定親族特別控除の額を記入してください。

8 小規模企業共済等掛金がある場合は、上段「内」欄にその共済掛金を記載し、下段には小規模企業共済等掛金も含めた合計金額を記入してください。

年末調整の際に算出所得税額から控除した金額を記入してください。算出所得税額より多い場合は、算出税額を限度に記入してください。

10 【摘要】欄に記入する項目

- I. 他社や関連会社分などを合算して年末調整した場合…その支払者の所在地、名称、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額及び退職年月日を記入してください。
※2社以上の場合はそれぞれ記入してください。
- II. 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合…5人目以降の氏名を記入してください。複数の氏名を記入する場合には、「(1)氏名」と連番を付してください。16歳未満の場合は「氏名(年少)」と記入してください。
- III. 租税条約…源泉所得税額の免除を受ける方については、「〇〇条約〇〇条該当」と記入してください。
- IV. 海外勤務者…「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日〇〇国」と記入してください。
- V. 同一生計配偶者…合計所得金額が1,000万円超の納税義務者において、同一生計配偶者が障害者控除の適用を受ける場合には、「氏名(同配)」と記入してください。
- VI. 所得金額調整控除…扶養親族が特別障害者・年齢23歳未満で適用がある場合には、「扶養親族の氏名(調整)」と記入してください。同一生計配偶者が特別障害者で適用がある場合には、「同一生計配偶者の氏名(同配)」と記入してください。ただし、**⑨**又は**⑩**に氏名が記入されている場合には、省略することができます。
- VII. 再提出する場合…朱書きで「訂正分」と記入し、必ず総括表とあわせて提出してください。
- VIII. 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合には、「(退)氏名」と記入し、その者の生年月日、住所、配偶者又は扶養親族の場合はその旨、障害者又は特別障害者の場合はその旨、国外に居住する非居住者の場合にはその旨及びその者の合計所得金額の見積額を記入してください。また、納税義務者が寡婦又はひとり親に該当する場合はその旨も記入してください。

個人別明細書の記入例

個人別明細書は、「給与所得の源泉徴収票」と同じ様式のため、国税庁が作成した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。
のうえ、作成してください。

(9) 給与支払報告書(個人別明細書)																																																																																																														
①区分 (受給者番号) 123456																																																																																																														
住所 (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1																																																																																																														
支を受ける人 (氏名) 営業課長																																																																																																														
氏名 (フリガナ) イチノミヤ タロウ																																																																																																														
一宮 太郎																																																																																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>支 払 金 額</th> <th>給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)</th> <th>所得控除の額の合計額</th> <th>源 泉 徴 収 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与・賞与</td> <td>千円 8 074 500</td> <td>千円 6 167 050</td> <td>千円 5 284 604</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>															種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額	給与・賞与	千円 8 074 500	千円 6 167 050	千円 5 284 604																																																																																							
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額																																																																																																										
給与・賞与	千円 8 074 500	千円 6 167 050	千円 5 284 604																																																																																																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(源泉)控除対象配偶者の有無等</th> <th colspan="2">配偶者(特別)控除の額</th> <th colspan="10">控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)</th> <th colspan="2">障害者の数 (本人を除く。)</th> <th colspan="2">非居住である親族の数</th> </tr> <tr> <th>老人</th> <th>その他</th> <th>特 定</th> <th>老 人</th> <th>そ の 他</th> <th>特 親</th> <th colspan="5"></th> <th>特 別</th> <th>そ の 他</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 有</td> <td>従 有</td> <td>千円 380 000</td> <td>人 1</td> <td>人 1</td> <td>人 1</td> <td>人 3</td> <td>人 1</td> <td>人 5</td> <td>内 人</td> <td>人 2</td> <td>人 2</td> <td>人 2</td> <td>人 2</td> <td>人 2</td> <td>人 2</td> </tr> </tbody> </table>															(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)										障害者の数 (本人を除く。)		非居住である親族の数		老人	その他	特 定	老 人	そ の 他	特 親						特 別	そ の 他			○ 有	従 有	千円 380 000	人 1	人 1	人 1	人 3	人 1	人 5	内 人	人 2	人 2	人 2	人 2	人 2	人 2																																															
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)										障害者の数 (本人を除く。)		非居住である親族の数																																																																																														
老人	その他	特 定	老 人	そ の 他	特 親						特 別	そ の 他																																																																																																		
○ 有	従 有	千円 380 000	人 1	人 1	人 1	人 3	人 1	人 5	内 人	人 2	人 2	人 2	人 2	人 2	人 2																																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>特定親族特別控除の額</th> <th>社会保険料等の金額</th> <th>生命保険料の控除額</th> <th>地震保険料の控除額</th> <th>住宅借入金等特別控除の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千円 630 000</td> <td>千円 1,084 604</td> <td>千円 120 000</td> <td>千円 50 000</td> <td>千円 44 100</td> </tr> </tbody> </table>															特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	千円 630 000	千円 1,084 604	千円 120 000	千円 50 000	千円 44 100																																																																																						
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額																																																																																																										
千円 630 000	千円 1,084 604	千円 120 000	千円 50 000	千円 44 100																																																																																																										
(摘要)																																																																																																														
訂正分 (1)一宮五郎 (2)一宮六郎 (01)(3)一宮幸子(年少) (退)一宮七郎 H13.5.10 一宮市木曽川町〇〇 扶養親族 800,000円 前職 一宮市東五城字備前12番地 ㈱尾西工業 R8.3.31退職 支払金額 1,236,500円 社会保険料 164,462円 源泉徴収税額 18,870円																																																																																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>新生活 保険料 の内訳</th> <th>円 180,000</th> <th>旧生命 保険料 の金額</th> <th>円 100,000</th> <th>介護医療 保険料 の金額</th> <th>円 90,000</th> <th>新個人年金 保険料 の金額</th> <th>円 360,000</th> <th>旧個人年金 保険料 の金額</th> <th>円 180,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅借入金等特別控除の内訳</td> <td>1</td> <td>居住開始年月日 (1回目)</td> <td>3 年 5 月 10 日</td> <td>住宅借入金等特別控除区分 (1回目)</td> <td>住(特)</td> <td>住宅借入金等年末残高 (1回目)</td> <td>6,000,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>															新生活 保険料 の内訳	円 180,000	旧生命 保険料 の金額	円 100,000	介護医療 保険料 の金額	円 90,000	新個人年金 保険料 の金額	円 360,000	旧個人年金 保険料 の金額	円 180,000	住宅借入金等特別控除の内訳	1	居住開始年月日 (1回目)	3 年 5 月 10 日	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高 (1回目)	6,000,000																																																																														
新生活 保険料 の内訳	円 180,000	旧生命 保険料 の金額	円 100,000	介護医療 保険料 の金額	円 90,000	新個人年金 保険料 の金額	円 360,000	旧個人年金 保険料 の金額	円 180,000																																																																																																					
住宅借入金等特別控除の内訳	1	居住開始年月日 (1回目)	3 年 5 月 10 日	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高 (1回目)	6,000,000																																																																																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(フリガナ)</th> <th>イ チ ノ ミ ヤ ハ ナ コ</th> <th>区分</th> <th>配偶者の合計所得</th> <th>円 0</th> <th>国民年金保険料等の金額</th> <th>円 176,460</th> <th>旧長期預金保険料の金額</th> <th>円 196,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氏名</td> <td>一宮 花子</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>基礎控除の額</td> <td></td> <td>所得金額調整控除額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>															(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ハ ナ コ	区分	配偶者の合計所得	円 0	国民年金保険料等の金額	円 176,460	旧長期預金保険料の金額	円 196,000	氏名	一宮 花子				基礎控除の額		所得金額調整控除額																																																																															
(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ハ ナ コ	区分	配偶者の合計所得	円 0	国民年金保険料等の金額	円 176,460	旧長期預金保険料の金額	円 196,000																																																																																																						
氏名	一宮 花子				基礎控除の額		所得金額調整控除額																																																																																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(フリガナ)</th> <th>イ チ ノ ミ ヤ イ チ ロ ウ</th> <th>区分</th> <th>01</th> <th>(フリガナ)</th> <th>イ チ ノ ミ ヤ ハ ル コ</th> <th>区分</th> <th>5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氏名</td> <td>一宮 一郎</td> <td></td> <td></td> <td>氏名</td> <td>一宮 春子</td> <td></td> <td>(1) 789012345678</td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td>3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4</td> <td></td> <td></td> <td>個人番号</td> <td>9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8</td> <td></td> <td>(2) 890123456789</td> </tr> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td>イ チ ノ ミ ヤ ジ ロ ウ</td> <td>区分</td> <td>10</td> <td>(フリガナ)</td> <td>イ チ ノ ミ ヤ ナ ツ コ</td> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>一宮 二郎</td> <td></td> <td></td> <td>氏名</td> <td>一宮 夏子</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td>4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5</td> <td></td> <td></td> <td>個人番号</td> <td>8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td>イ チ ノ ミ ヤ サ ブ ロ ウ</td> <td>区分</td> <td></td> <td>(フリガナ)</td> <td>イ チ ノ ミ ヤ ア キ コ</td> <td>区分</td> <td>5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>一宮 三郎</td> <td></td> <td></td> <td>氏名</td> <td>一宮 秋子</td> <td></td> <td>(3) 543210987654</td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td>5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6</td> <td></td> <td></td> <td>個人番号</td> <td>7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6</td> <td></td> <td>(退) 432109876543</td> </tr> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td>イ チ ノ ミ ヤ シ ロ ウ</td> <td>区分</td> <td></td> <td>(フリガナ)</td> <td>イ チ ノ ミ ヤ フ ユ コ</td> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>一宮 四郎</td> <td></td> <td></td> <td>氏名</td> <td>一宮 冬子</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td>6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7</td> <td></td> <td></td> <td>個人番号</td> <td>6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>															(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ イ チ ロ ウ	区分	01	(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ハ ル コ	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	氏名	一宮 一郎			氏名	一宮 春子		(1) 789012345678	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		(2) 890123456789	(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ジ ロ ウ	区分	10	(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ナ ツ コ	区分		氏名	一宮 二郎			氏名	一宮 夏子			個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			個人番号	8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7			(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ サ ブ ロ ウ	区分		(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ア キ コ	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	氏名	一宮 三郎			氏名	一宮 秋子		(3) 543210987654	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			個人番号	7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6		(退) 432109876543	(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ シ ロ ウ	区分		(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ フ ユ コ	区分		氏名	一宮 四郎			氏名	一宮 冬子			個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7			個人番号	6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5		
(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ イ チ ロ ウ	区分	01	(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ハ ル コ	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																																																																																																							
氏名	一宮 一郎			氏名	一宮 春子		(1) 789012345678																																																																																																							
個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		(2) 890123456789																																																																																																							
(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ジ ロ ウ	区分	10	(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ナ ツ コ	区分																																																																																																								
氏名	一宮 二郎			氏名	一宮 夏子																																																																																																									
個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			個人番号	8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7																																																																																																									
(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ サ ブ ロ ウ	区分		(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ ア キ コ	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																																																																																							
氏名	一宮 三郎			氏名	一宮 秋子		(3) 543210987654																																																																																																							
個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			個人番号	7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6		(退) 432109876543																																																																																																							
(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ シ ロ ウ	区分		(フリガナ)	イ チ ノ ミ ヤ フ ユ コ	区分																																																																																																								
氏名	一宮 四郎			氏名	一宮 冬子																																																																																																									
個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7			個人番号	6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5																																																																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>未 成年 者</th> <th>外 国 人</th> <th>死 亡 退 職</th> <th>災 害 者</th> <th>乙 欄</th> <th>本人が障害者</th> <th>募 ひ と り 勤 労 学 生</th> <th>中途就・退職</th> <th>受給者生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特別</td> <td>その他</td> <td>就職 退職</td> <td>年 月 日 元 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ 8 4 1</td> <td>昭和 46 1 1</td> </tr> </tbody> </table>															未 成年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者	募 ひ と り 勤 労 学 生	中途就・退職	受給者生年月日	○					特別	その他	就職 退職	年 月 日 元 号								○ 8 4 1	昭和 46 1 1																																																																					
未 成年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者	募 ひ と り 勤 労 学 生	中途就・退職	受給者生年月日																																																																																																						
○					特別	その他	就職 退職	年 月 日 元 号																																																																																																						
							○ 8 4 1	昭和 46 1 1																																																																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支 法 人 番 号</th> <th>3</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>2</th> <th>0</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>2</th> <th>0</th> <th>3</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住所(居所)又は所在地</td> <td colspan="14">一宮市本町2丁目5番6号</td> </tr> <tr> <td>氏名又は称</td> <td colspan="14">一宮産業 株式会社</td> </tr> </tbody> </table>															支 法 人 番 号	3	0	0	0	0	2	0	2	3	2	0	3	3	住所(居所)又は所在地	一宮市本町2丁目5番6号														氏名又は称	一宮産業 株式会社																																																																	
支 法 人 番 号	3	0	0	0	0	2	0	2	3	2	0	3	3																																																																																																	
住所(居所)又は所在地	一宮市本町2丁目5番6号																																																																																																													
氏名又は称	一宮産業 株式会社																																																																																																													
(市町村提出用)																																																																																																														

11 「生命保険料の控除額」欄をもとめる際に適用した各保険料の支払金額について、それぞれ該当する②～④欄へ記入してください。

「住宅借入金等特別控除申告書」から特別控除額、居住開始年月日及び年末残高を転記し、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

「住」… 一般の住宅借入金等特別控除の場合
(増改築を含む)。特例居住用家屋に
該当する場合は「住(特家)」と記入。

「認」… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合。特例認定住宅等に該当する場合は「認(特家)」と記入。

「震」… 震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選した場合、特例居住用家屋に該当する場合は「震（特家）」と記入。

※当該住宅の新築、取得又は増改築が「特定取得」に該当する場合は(特)と、「特別特定取得」に該当する場合は(特特)と、「特例特別特例取得」に該当する場合は(特特特)と併記してください。

控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ、個人番号及び所得金額を記入してください。またその方が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記入します。
※必ず**フリガナ**も記入してください。

14 「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

所得金額調整控除の適用がある場合には、その額を記入してください。「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄には、この欄に記入する額を控除した後の金額を記入してください。

16 控除対象扶養親族等または16歳未満扶養親族の数を記入した際には、対象となる扶養親族等の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、扶養親族等が非居住者である場合や特定親族特別控除の適用を受けた場合には、「区分」欄に次のとおり記入してください。（居住者の場合は空欄）

- ・非居住者である場合
 - 「01」…30歳未満又は70歳以上
 - 「02」…30歳以上70歳未満の留学生
 - 「03」…30歳以上70歳未満の障害者
 - 「04」…30歳以上70歳未満で生活費や教育費に充てるための送金を38万円以上受けている者

・特定親族特別控除の適用を受けた場合
特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて
区分が示されています。国税庁が作成した「給与所
得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手
引」10ページをご覧ください。

また、5人以上^(注)の場合には、個人番号を記入し、「摘要」の欄で記入した括弧書きの数字を付します。

(注)5人未満でも退職手当等の支払いを受けた配偶者又は扶養親族を「摘要」の欄に記入する場合は、その者の個人番号を「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入してください。

給与受給者本人が該当する欄に「○」と記入してください。

18 元号を漢字で記入してください。一宮市では本人確認のキーコードにしていますので、正確に記入してください。

19 給と支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)を記入してください。個人番号を記入する場合は、左端を空白にし、右詰で記入してください。